

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

伊達市

## 1 促進計画の区域

別紙地図の区域とする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 伊達地域

#### (1) 現況

本地域は有珠山麓の緩傾斜と長流川の平坦地帯を包含する地域で、温暖な気候を生かして、畑作・野菜・水稲など多岐に亘る農業が展開されているが、農業人口減少傾向の中で、高齢化が進む現状であり、今後とも農業地域資源の適正な保全管理することが必要である。

また、高品質化・高付加価値な農産物のブランド化を図っていることもあり、地域において緑肥の導入、有機栽培の普及拡大に取り組むことが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、地域資源の良好な保全と環境負荷の軽減に配慮した農業生産の普及により多面的機能の発揮を図ることとする。

### 2. 大滝地域

#### (1) 現況

本地域は貫気別山とホロホロ山に挟まれた急傾斜地域で畑作・畜産などによる農業を展開し、従来から環境負荷の軽減に配慮した営農が行われている。

また、高品質化・高付加価値な農産物のブランド化を図っていることもあり、地域において緑肥の導入、有機栽培の普及拡大に取り組むことが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業生産の普及により、多面的機能の発揮を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|   | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業                    |
|---|-----------|------------------------------|
| ① | 伊達地域      | 法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業 |
| ② | 大滝地域      | 法第3条第3項第3号に掲げる事業             |

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市長村が必要と認める事項

なし